○坂出市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年４月１日要綱第25号

改正

平成23年３月15日要綱第46号

平成25年10月29日要綱第95号

坂出市成年後見制度利用支援事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，判断能力が不十分な認知症高齢者，知的障害者，精神障害者等であって，本人に身寄りがないもの等の福祉の増進を図るため，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条，知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の２の規定に基づき，市長が家庭裁判所に対して行う後見，保佐または補助開始の審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）および成年後見制度利用の支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の種類）

第２条　支援の種類は，次に掲げるとおりとする。

(１)　前条に掲げる各法の規定に基づき市長が行う審判の申立ておよびその申立てに要する費用の負担

(２)　家庭裁判所が成年後見人，保佐人および補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任した場合における成年後見人等に対する報酬の全部または一部の助成

（申立ての種類）

第３条　市長が行う審判の申立ての種類は，次に掲げるとおりとする。

(１)　後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第７条）

(２)　保佐開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第11条）

(３)　補助開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第15条）

（審判の申立ての要請）

第４条　次に掲げる者は，第１条に規定する各法に基づき審判の申立てが必要な者（以下「要支援者」という。）がいると判断したときは，市長に対し審判の申立てを行うよう要請することができる。

(１)　民生児童委員

(２)　老人福祉施設の職員

(３)　介護保険施設等の職員

(４)　障害福祉サービス事業者の職員

(５)　病院，診療所または療養病床の職員

(６)　対象者の日常生活の支援を行う者

（調査）

第５条　市長は，前条の要請があったとき，または要支援者を発見したときは，次に掲げる事項を調査するものとする。

(１)　要支援者の身体，精神状況等

(２)　要支援者の親族の有無

(３)　その他市長が必要と認める事項

（審判の申立て）

第６条　市長は，前条に規定する調査をした結果，要支援者に対し成年後見人等の選任が必要であると判断し，かつ，次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，審判の申立てを行うことができる。

(１)　要支援者に親族等がいないとき。

(２)　要支援者の親族等による審判の申立てが困難であり，市長が審判の申立てを行うことについての審判申立て同意書が本人またはその親族等から提出されたときであって，要支援者の福祉の向上を図るために市長が審判の申立てを行う必要があると判断したとき。

(３)　４親等内の親族があっても虐待等の事実があり，要支援者の福祉の向上を図るために市長が審判の申立てを行う必要があると判断したとき。

(４)　前３号に掲げるもののほか，要支援者の福祉の向上を図るために市長が審判の申立てを行う必要があると判断したとき。

（費用の負担）

第７条　市長は，前条の規定により審判の申立て（次項において「市長申立て」という。）を行う場合，家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第１項の規定に基づき，収入印紙代，登記印紙代，郵便切手代，診断書料および鑑定料等審判の申立てに要する費用を負担する。

２　市長は，前項の規定により負担した審判請求費用について，市長申立てと併せて家事事件手続法第28条第２項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを行うものとする。ただし，後見開始，保佐開始または補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）」が次の各号のいずれかに該当する場合は，当該手続費用についてその負担を求めないことができる。

(１)　活用できる資産および貯蓄が乏しく，市長申立てに係る審判請求費用を負担することが困難であると認められる者

(２)　生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

(３)　市長申立てに係る審判請求費用を負担することで，生活保護法に定める要保護者になる者

３　市長は，前項に規定する申立てにより，裁判所から手続費用の負担命令があったときは，その負担命令を受けた者に対し，当該手続費用を求償するものとする。

（報酬の助成）

第８条　市長は，成年被後見人等に対し，無資力その他の理由により助成を必要と認めるときは，家庭裁判所が決定した当該成年後見人等への報酬の全部または一部を助成することができる。ただし，成年後見人等が成年被後見人等の配偶者，直系血族または兄弟姉妹である場合はこの限りでない。

２　成年後見人等の報酬助成額は，民法第862条，第876条の５第２項および第876条の10第１項の規定により，家庭裁判所が決定した報酬額とする。ただし，施設に入所している成年被後見人等については月額18,000円を，その他の者については月額28,000円を上限とする。

３　成年後見人等の支給対象期間は，市長への支給申請日から起算して１年間とする。

（報酬の助成の申請）

第９条　成年被後見人等またはその成年後見人等は，前条の報酬の助成を受けようとするときは，坂出市成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第１号）に家庭裁判所が発行する報酬付与の審判の決定通知書の写しを添付し，市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の申請書を受理したときは，その内容を審査し，助成の可否を決定するとともに，坂出市成年後見制度利用支援事業助成（支給・不支給）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（助成の中止および返還）

第10条　市長は，前条の規定により報酬の助成を受けた者が，成年後見人等への報酬を支払うことができる状態になったとき，または死亡したときは，助成を中止するとともに，その資産状況に応じて助成した費用の全部または一部について当該成年被後見人等またはその相続人から返還を求めることができる。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

この要綱は，平成18年４月１日から施行する。

付　則（平成23年３月15日要綱第46号）

この要綱は，平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成25年10月29日要綱第95号）

この要綱は，平成25年10月29日から施行する。

様式第１号（第９条関係）

様式第２号（第９条関係）